

## 館林市パブリックコメント募集結果報告書

募集案件		第11次館林市交通安全計画（案）
募集期間		令和3年12月27日～令和4年1月26日
募集結果	提出者数	1人
	意見数	6件
	提出方法内訳	郵送0件・FAX0件・メール0件・直接1件
市の対応状況		①反映させた意見数：1件 ②反映させられなかった意見数：5件
意見等の概要と市の考え方		
整理番号	意見等の概要	市の考え方
1	2ページのこれからの5年間において特に注視すべき事項について、自転車の活用及び自転車の自動運転による地球温暖化防止対策を追加してほしい。	本計画（案）記載の群馬県自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備に基づき、自転車活用の推進を図ってまいります。
2	2ページの横断的に重要な事項(2)参加・協働型の交通安全活動の推進について、地区の役員によるパトロール活動を回覧等で周知し、パトロール員増加につなげることが地区の安全確保に肝要と考える。	地域の安全を守るためには、地域の特性に応じた地域住民が主体となった活動が重要であると考え、関係機関等との連携を図りながら、住民主体の活動を推進してまいります。
3	4ページの道路交通事故の現状について、館林市は茨城県と隣接していない。	「隣接」から「近接」へ修正いたします。
4	5ページの運転免許保有状況について、県に比べ本市の割合は低いことから、先行する県計画の後追いでも良いという消極的対応と考えられることに反対。	本計画（案）は、「交通安全対策基本法」に基づき、「第11次群馬県交通安全計画」と整合を図りながら策定するものです。

5	5 ページの歩行者が安全に安心して移動できる環境の整備について、違背する2事例（歩道の傾斜及び上向きライト）を提起します。	歩行者のみならず、自転車及び自動車それぞれの事故減少に着目した各種対策を推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。
6	14 ページのその他の普及啓発活動の推進について、「周知する」ではなく「周知させる」ではないか。	前後の文脈から「周知する」といたします。

素案修正概要

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
4 ページの道路交通事故の現状 「茨城県とも隣接する県境地域であり」	「茨城県とも近接する県境地域であり」	館林市は茨城県と隣接していないため。

問い合わせ： 実施担当課名 安全安心課  
 電 話 番 号 0276-47-5115  
 F A X 番 号 0276-72-3297  
 E - m a i l anzen@city.tatebayashi.gunma.jp